

避難所等の定義について

防災拠点の定義について

「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」(H15.8.15・消防庁)においては、‘防災拠点’として以下のように定めている。

防災拠点の定義(消防庁)

防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じコミュニティ防災拠点、地域防災拠点、広域防災拠点の3つの種類が考えられる。

コミュニティ防災拠点

町内会や自治会の単位で設置されるもので、地区の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成される。

地域防災拠点

災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置されるもの。

広域防災拠点

広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置されるものである。

一方で、国の都市再生プロジェクトの一つとして内閣府を中心に基幹的広域防災拠点の整備検討がなされているが、これは、国の現地対策本部が置かれ、複数の被災都道府県や指定公共機関等の責任者が参集し、広域的オペレーションの中核となる大規模で機能の特に充実した広域防災拠点の一つと考えられる。

(資料：広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書(H15.8.15))

避難地の定義について

「改訂都市防災実務ハンドブック震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引」(H17.2・都市防災実務ハンドブック編集委員会(推薦：国土交通省都市・地域整備局都市防災対策室))においては、‘避難地’として以下のように定めている。

広域避難地及び一次避難地の規模と構造に関する計画指針

計画指針

既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること。

広域避難地

地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。

面積が10ha以上のもの

面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、または近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設等の土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの
土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの

一次避難地

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1ha以上のものであること。

(資料：改訂都市防災実務ハンドブック震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引(H17.2・都市防災実務ハンドブック編集委員会(推薦：国土交通省都市・地域整備局都市防災対策室))

防災公園の定義について

また、「防災公園計画・設計ガイドライン」(H11.8.30・監修(建設省都市局公園緑地課、土木研究所環境部))においては、‘防災公園’を以下のように定めている。

防災公園の定義

(国土交通省都市・地域整備局公園緑地課(旧建設省))

本ガイドラインでいう防災公園とは、地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園および緩衝緑地をいう。

防災公園は、次のタイプで構成される。

防災公園

種類	役割	公園種別
広域防災拠点の機能を有する都市公園	主として広域的な復旧・復興活動の拠点と都市公園	広域公園等
広域防災地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生した場合において広域的避難の用に供する都市公園	都市基幹公園 広域公園等
一次避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害発生時において主として一時的避難の用に供する都市公園	近隣公園 地区公園等
避難路の機能を有する都市公園	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる緑道	緑道等
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	主として災害を防止することを目的とする緩衝緑地としての都市公園	緩衝緑地

身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園

身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	主として身近な防災活動の拠点となる都市公園	街区公園等
----------------------	-----------------------	-------

(資料：防災公園計画・設計ガイドライン(H11.8.30))

青森市における避難所の定義について

災害時において住家を失った市民及び水害、土砂災害、火災等の災害危険箇所周辺の市民を保護するため、避難所及び避難路の選定、避難訓練、避難に関する広報、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

第1. 避難所の選定

青森市は、大規模災害が発生した場合に市民の生命、身体を保護するため、次により避難所を選定する。

1. 避難所の選定

(1) 避難地区の設定

避難地区は、小学校区を単位とする。

(2) 避難所の規模及び設置基準

小学校区内の適地を選定し、次により避難所を指定する。

なお、災害の状況により、指定避難所のみで不足する場合は、民間施設等の使用措置を講ずるほか、野外に仮施設を設置し、又は隣接する市町村に要請し、避難場所の確保を図る。

ア. 収容避難所の配置

収容避難所は、避難者の収容施設として位置づけ、避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とし、避難地区内の想定避難者数を収容できるよう配置する。ただし、十分な施設が確保できないときは、避難者の輸送等により収容、保護できる体制を整備するものとする。

イ. 広域避難所の配置

広域避難所は、大規模地震等による周辺地区からの避難者を収容し、保護する施設として位置づけ、おおむね10ha以上の公園、公共空地を指定するものとする。

ウ. 一時避難所の配置

一時避難所は、地域住民の集結場所又は収容避難所及び広域避難所への中継地点として位置づけ、近隣公園、街区公園及びこれらに相当する施設を指定するものとする。

エ. その他

避難所の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(ア) 避難地区の人口(昼間・夜間)にも配慮する。

(イ) 大規模なげくずれ、浸水などの危険のないところにする。

(ウ) 主要道路、鉄道、河川等をできるだけ横断しないところとする。

2. 地震火災に対する避難所の選定

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあることから、地震火災に対する避難所の選定に当たっては、上記1に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

(1) 大火輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド(校庭)、その他公共空地を選定する。

(2) 付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。

(3) 状況に応じて、他の避難所に移動が可能なところとする。

3. 津波災害に対する避難所の選定

津波災害に対する避難所の選定に当たっては、上記1に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

(1) 海に通ずる堰、沢等を渡る場所でないところとする。

(2) 市民が短時間で避難が可能なところとする。

4. 避難所の事前指定

避難所を次のとおり、事前指定する。

(1) 収容避難所 174 箇所

(2) 広域避難所 5 箇所

(3) 一時避難所 71 箇所

第2. 避難所の整備

避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信設備等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設、設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオなど被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

第3. 避難所機能の確保

(1) 青森市は、災害時に収容避難所が有効に機能するよう、防災活動拠点施設に対し、通信設備及び食糧、生活必需物資を整備する。

(2) 収容避難所における防災設備等の整備状況は、次のとおりである。

ア. 通信設備 第1節/第3「通信施設・設備等」のとおり

イ. 生活必需物資等備蓄状況 生活必需物資等備蓄状況(資料7)

第4. 避難所早期開放体制の確立

大規模な災害発生時に避難所を早期に開放できる体制を確立する。

第5. 避難標識の整備

災害時における市民及び観光客等の一時滞在者の迅速かつ安全な避難誘導を行うため、案内標識や誘導標識等の計画的な整備を進める。

第6. 避難路の選定

市民を避難させるときは、必要に応じて避難路を選定するものとし、避難路の選定に当たっては、市街地の状況に応じて安全に避難場所等へ避難できるよう次の事項に留意する。

(1) 避難路は、おおむね8m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないところとする。

(2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とする。

(3) 避難道路は、相互に交差しないところとする。

(4) 津波や浸水等の危険のない道路とする。

第7. 避難路及び避難場所周辺の交通規制

青森市は、災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、必要に応じて青森警察署、青森南警察署、道路管理者と協力し、避難路及び避難場所周辺の駐車規制等の交通規制を実施しておく。

第8. 避難訓練の実施

青森市は、市民の防災意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

第9. 避難に関する広報

青森市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

第2章 - 第2部 救援・救護体制の整備

第3節 避難対策

(1) 避難所等の広報

市民に対して、避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

ア. 避難所の名称

イ. 避難所の所在位置

ウ. その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

市民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

ア. 避難準備の知識

イ. 避難時の知識

ウ. 避難後の心得

(資料：青森市地域防災計画(総則・災害予防計画編)(H19.3))